

連載 著作権と情報システム

第 66 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(29)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(29)

特許認容後の異議申し立て制度の導入【2】

②「異議申し立て制度の趣旨」①

異議申し立て制度は、旧来の特許取消のための再審査手続きではなく、特許を付与した後に異議を申し立てる制度である。これは、特許侵害による訴訟では、「特許庁の方が裁判所より、特許についてベターイクイップド（より知識を要する）である。」「インエクスペンシブでチャレンジできること（安価に異議できる）」「これまで（現行制度）は、チャレンジに過度の負担を掛けていたこと」が想定されている。

日本の特許法では 2003 年特許異議申立制度が廃止されたが、2014 年の法改正で、特許異議申立制度が創設され、2015 年 4 月 1 日から施行されている。利便性の向上と共に「国際協調」により特許異議申立制度が再度導入された。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法（第 2 版）」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年